

電気通信大学カウンセラーに関する規程

平成22年 4月 1日

改正

平成23年 3月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学(以下「本学」という。)に置くカウンセラーの取扱いについて定めるものとする。

(職務内容)

第2条 カウンセラーは、学生が心身ともに健康で有意義な学生生活を送れるよう、助言を行うことにより本学の教育研究の向上に資することを職務とする。

(就業規則の適用)

第3条 年俸制を適用するカウンセラーについては、国立大学法人電気通信大学特定任期付職員就業規則を適用する。

2 1年以内の期間を定めて雇用するカウンセラーであって、他の就業規則の適用を受けないカウンセラーについては、国立大学法人電気通信大学非常勤職員就業規則を適用する。

(給与の取扱い)

第4条 前条第2項に規定するカウンセラーの給与を時間給で決定する場合は、1時間あたり5,200円とする。

2 前項に規定する給与額は、本学教育研究職員の本給の改定に伴い改定することがある。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。